

資料 2

都市計画審議会資料

令和 3 年 1 1 月 1 9 日  
都市整備部都市計画課  
環境部環境政策課

特定生産緑地の指定について（諮問）

令和3年度特定生産緑地の指定について

令和3年度特定生産緑地の指定についてを生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条のニに基づき  
令和元年10月1日から令和2年9月30日までの申請のあった生産緑地について、次のように指定する。

番 号	地区名	位 置	特定生産緑地 指定面積	申出基準日
4	東	小金井市東町一丁目地内	約 12,020 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
10	東	小金井市東町二丁目地内	約 8,230 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
18	東	小金井市東町三丁目地内	約 4,490 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
22	東	小金井市東町四丁目地内	約 1,100 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
28	東	小金井市東町五丁目地内	約 1,010 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
33	梶野	小金井市梶野町一丁目地内	約 3,460 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
34	梶野	小金井市梶野町一丁目地内	約 1,890 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
37	梶野	小金井市梶野町二丁目地内	約 550 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
44	梶野	小金井市梶野町三丁目地内	約 1,650 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
45	梶野	小金井市梶野町三丁目地内	約 670 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
57	梶野	小金井市梶野町四丁目地内	約 1,110 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
62	関野	小金井市関野町一丁目地内	約 1,890 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
72	緑	小金井市緑町一丁目地内	約 6,840 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
74	緑	小金井市緑町一丁目地内	約 180 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
78	緑	小金井市緑町二丁目地内	約 1,490 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
82	緑	小金井市緑町二丁目地内	約 800 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
90	緑	小金井市緑町三丁目地内	約 2,320 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
94	緑	小金井市緑町四丁目地内	約 1,870 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
96	緑	小金井市緑町四丁目地内	約 2,280 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
98	緑	小金井市緑町五丁目地内	約 360 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
99	緑	小金井市緑町五丁目地内	約 500 m <sup>2</sup>	令和5年10月13日
108	中	小金井市中町一丁目地内	約 5,110 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
109	中	小金井市中町一丁目地内	約 7,650 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
111	中	小金井市中町一丁目地内	約 2,610 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
112	中	小金井市中町二丁目地内	約 1,290 m <sup>2</sup>	令和6年10月19日
125	中	小金井市中町三丁目地内	約 1,480 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
126	前原	小金井市前原町一丁目地内	約 3,060 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
137	前原	小金井市前原町三丁目地内	約 2,680 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
139	前原	小金井市前原町三丁目地内	約 2,370 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
140	前原・貫井南	小金井市前原町三丁目及び貫井南町二丁目地内	約 570 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
143	前原	小金井市前原町四丁目地内	約 1,930 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
147	前原	小金井市前原町四丁目地内	約 1,610 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
150	前原	小金井市前原町四丁目地内	約 3,220 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
155	前原	小金井市前原町五丁目地内	約 1,420 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
167	本	小金井市本町二丁目地内	約 15,260 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
168	本	小金井市本町二丁目地内	約 1,430 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
171	本	小金井市本町四丁目地内	約 1,080 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
174	本	小金井市本町四丁目地内	約 900 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
176	本	小金井市本町五丁目地内	約 1,120 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
179	本	小金井市本町五丁目地内	約 690 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
181	本	小金井市本町五丁目地内	約 5,810 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日

番 号	地区名	位 置	特定生産緑地 指定面積	申出基準日
182	本	小金井市本町五丁目地内	約 3,850 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
184	本	小金井市本町六丁目地内	約 570 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
186	桜	小金井市桜町一丁目地内	約 3,980 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
188	桜	小金井市桜町二丁目地内	約 4,190 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
195	貫井北	小金井市貫井北町一丁目地内	約 1,540 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
197	貫井北	小金井市貫井北町二丁目地内	約 4,440 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
199	貫井北	小金井市貫井北町二丁目地内	約 620 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
201	貫井北	小金井市貫井北町三丁目地内	約 420 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
210	貫井北	小金井市貫井北町五丁目地内	約 3,520 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
211	貫井北	小金井市貫井北町五丁目地内	約 6,130 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
212	貫井北	小金井市貫井北町五丁目地内	約 1,030 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
217	貫井北	小金井市貫井北町五丁目地内	約 6,210 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
232	貫井南	小金井市貫井南町一丁目地内	約 1,130 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
233	貫井南	小金井市貫井南町一丁目地内	約 7,460 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
234	貫井南	小金井市貫井南町二丁目地内	約 2,210 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
238	貫井南	小金井市貫井南町二丁目地内	約 780 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
239	貫井南	小金井市貫井南町二丁目地内	約 1,590 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
245	貫井南	小金井市貫井南町四丁目地内	約 1,700 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
249	貫井南	小金井市貫井南町四丁目地内	約 2,760 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
256	貫井南	小金井市貫井南町五丁目地内	約 1,470 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
257	貫井南	小金井市貫井南町五丁目地内	約 3,490 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
258	貫井南	小金井市貫井南町五丁目地内	約 4,910 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
273	前原	小金井市前原町一丁目地内	約 4,520 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
278	貫井南	小金井市貫井南町一丁目地内	約 1,000 m <sup>2</sup>	令和4年10月27日
合 計			約 185,520 m <sup>2</sup>	

「区域は総括図表示のとおり」

※面積単位は10m<sup>2</sup>単位とする。(1m<sup>2</sup>単位切り上げ)

# 特定生産緑地 総括図

小平市

西東京市

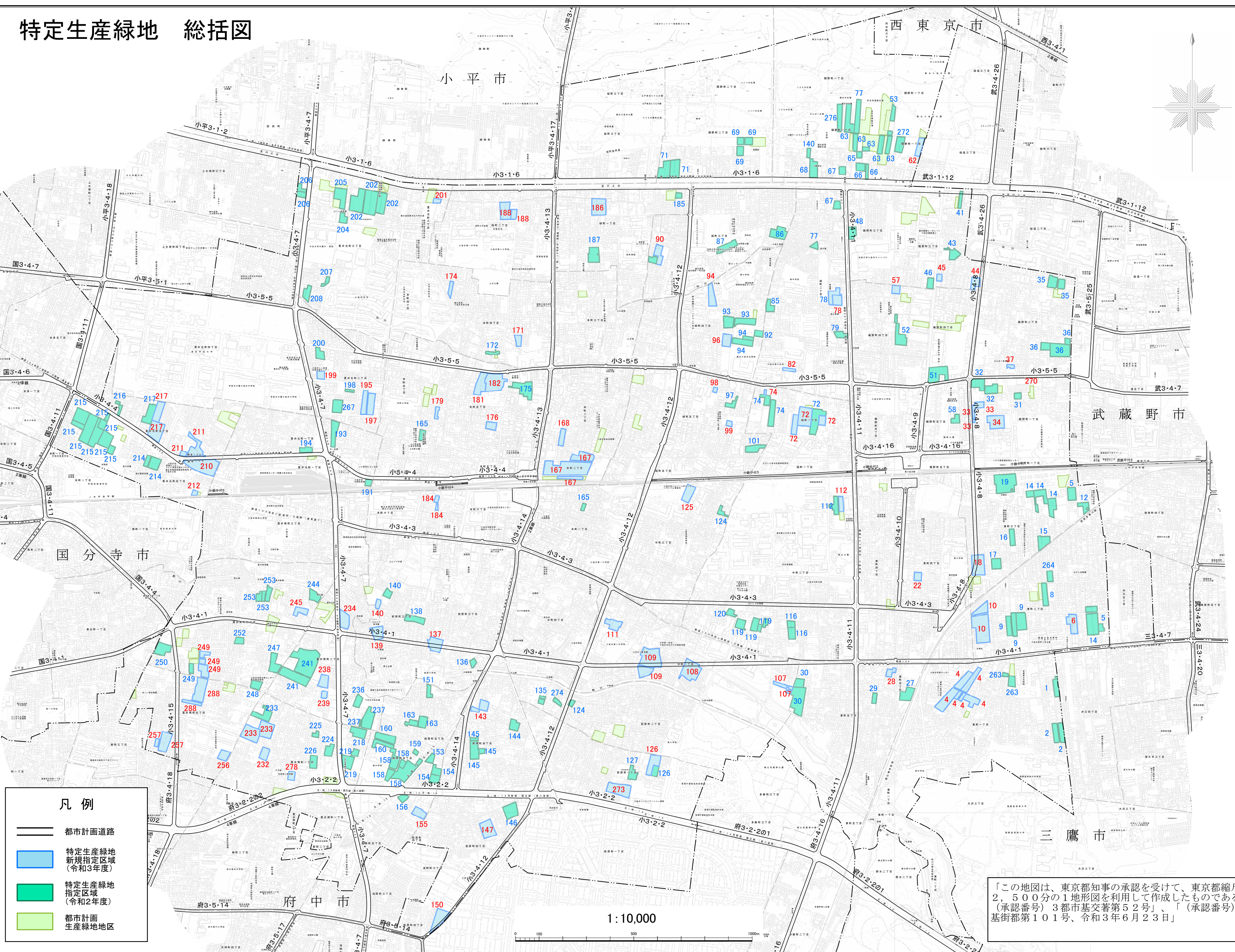
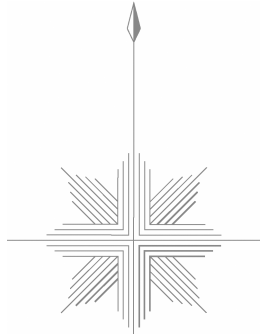
武蔵野市

国分寺市

府中市

三鷹市

小金井市



**凡例**

- 都市計画道路
- 特定生産緑地 新規指定区域 (令和3年度)
- 特定生産緑地 指定区域 (令和2年度)
- 都市計画 生産緑地地区

1:10,000

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。  
 (承認番号) 3都市基交著第52号」、「(承認番号) 3都市基街都第101号、令和3年6月23日」

特定生産緑地について

1 特定生産緑地とは

本市では、平成4年10月より生産緑地の指定をしており、令和4年10月に一斉に買取り申出が可能となるため、令和4年以降も引き続き生産緑地が保全され、都市にみどりが残るよう、平成29年6月の生産緑地法の一部改正により、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地は、土地所有者等の意向を基に市町村が指定をする制度で、指定された場合、買取り申出が可能となる期日（都市計画決定から30年経過後）が10年延長され、生産緑地としての税制特例措置が引続き受けられます。

10年後、改めて土地所有者等が特定生産緑地の指定申請をすることにより、繰り返し指定期限を10年間延長することができます。

特定生産緑地の指定は申出基準日前行います。特定生産緑地として効力が発生するのは、申出基準日以降となります。

なお、申出基準日を過ぎてからの特定生産緑地の指定はできません。

2 特定生産緑地に指定しない場合の生産緑地の取扱い

(1) 固定資産税等の負担

生産緑地として耕作の継続は可能ですが、農地として利用していても、申出基準日以降の固定資産税は宅地並み課税となります。（5年間で段階的に引上げられます。）

(2) 相続税納税猶予制度

現所有者の相続税の納税猶予は継続されますが、申出基準日以降に発生した相続に関しては、次世代の方は、納税猶予を受けられません。

(3) 行為制限

買取り申出を行い、行為制限が解除されなければ宅地等として利用できません。

3 特定生産緑地の指定手続きについて

本市では平成4年から平成6年にかけて生産緑地に指定した地区を、令和2年から令和4年の3年間に本審議会にて意見聴取のうえ、特定生産緑地の指定を実施します。本年度意見聴取を実施するものは令和元年10月1日から令和2年9月30日までに指定申請があった生産緑地になります。

4 特定生産緑地への移行状況（令和3年9月30日現在）

生産緑地面積（H4～H6指定）		52.6 ha	(100.0%)
特定生産緑地申請済面積		51.5 ha	(97.9%)
内訳	R2年度指定済分（H31年1月からR1年9月までの申請）	28.5 ha	(54.2%)
	R3年度指定予定分（R1年10月からR2年9月までの申請）	18.5 ha	(35.2%)
	R4年度指定予定分（R2年10月からR3年9月までの申請）	4.5 ha	(8.6%)
特定生産緑地未申請面積		1.1 ha	(2.1%)

※未申請者には、制度内容を個別に説明し、買取り申出の意思を確認しています。

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が一致しません。